(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

甘且坐于	=(中間に刈りる処力疾脈)						(変更
			資料番号	4 1		担当課	建築住宅課
法令名	高齢者の居住の安定確保に関	101hm 42 TT	## FO ##	許認可等	終	身賃貸事業	
	する法律	根拠条項	<mark>第56条</mark>	の内容	申詞	請	
(事	業の変更)			•			
第五十分	▽余 第五十二条の認可を受け	た終身賃貸事	事業者は、当該認	可を受けた	事業	€の変更(■	国土交通省令
定める	る軽微な変更を除く。)をしよ	うとすると	きは、あらかじめ	、都道府県	知事	の認可を受	受けなければ
らなし	, I _o						
2 前二	二条の規定は、前項の変更の認	可について	≢用する。				